

### 8.5.3 環境保全のための措置

#### (1) 予測に反映した措置

- ・事業の実施に伴う景観への影響を可能な限り回避又は低減するため、鉄道施設の構造及び高さに配慮する。

#### (2) 予測に反映しなかった措置

- ・高架橋及び駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、材質、色彩等に配慮する。
- ・駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮する。
- ・踏切を除却し、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図る。
- ・踏切を除却することにより、人及び車の滞留を解消させる。

### 8.5.4 評価

評価の指標は、「東京都景観計画」、「杉並区景観計画」、「練馬区景観計画」及び西東京市の「都市計画マスタープラン」の方針に基づき「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域性等に配慮すること」とし、環境保全のための措置等を勘案して評価した。

#### (1) 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

事業区間の各駅周辺では商業系の土地利用が多く、その他の地域では住宅系の土地利用が多い状況にある。その中で、西武新宿線は都市的景観要素の一部となっており、工事の完了後においても、主要な景観の構成要素はほとんど変化しない。また、現在、地平を走行している鉄道は工事の完了後に高架化されるが、事業区間周辺の都市的景観要素として融合するものと考えられる。

加えて、高架橋及び駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮することから、評価の指標である「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域性等に配慮すること」を満足する。

#### (2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが鉄道施設を中心に広がる商業施設や戸建て、中高層の住宅等となっている。その中に新たな都市的景観要素として高架橋等の鉄道施設が加わり、一部眺望の変化が認められるものの、鉄道施設は周辺環境と調和した都市的景観要素の一部となる。

また、高架橋及び駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮する。さらに、踏切が除却されることにより交通渋滞が緩和されて人通りや自動車の流れが整ったものとなることに加え、鉄道施設については周辺環境に調和するよう配慮する等、環境保全のための措置を実施することにより、評価の指標である「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域性等に配慮すること」を満足する。

## 8.6 史跡・文化財

### 8.6.1 現況調査

#### (1) 調査事項

事業区間周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地が事業区間に含まれることから、工事の施行による、史跡・文化財への影響を予測・評価するため、下記の事項について調査した。

- ①埋蔵文化財包蔵地の状況
- ②法令による基準等

#### (2) 調査地域

調査地域は、事業区間及びその周辺とした。

#### (3) 調査結果

##### ア 既存資料調査

#### (7) 埋蔵文化財包蔵地の状況

事業区間周辺で確認されている埋蔵文化財包蔵地は、**図 8.6.1-1**に示すとおり、埋蔵文化財が 28 件指定されている。

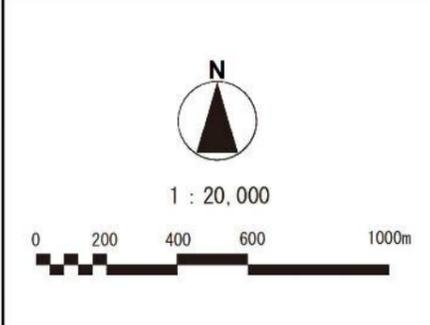
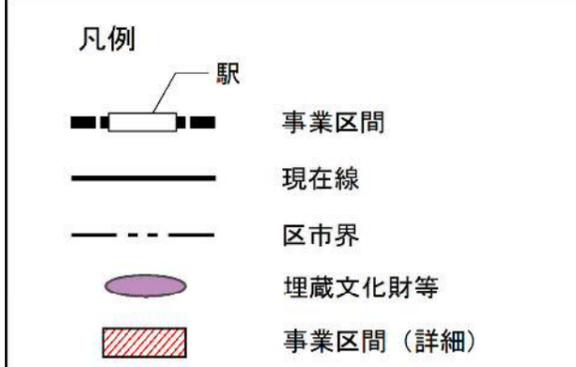
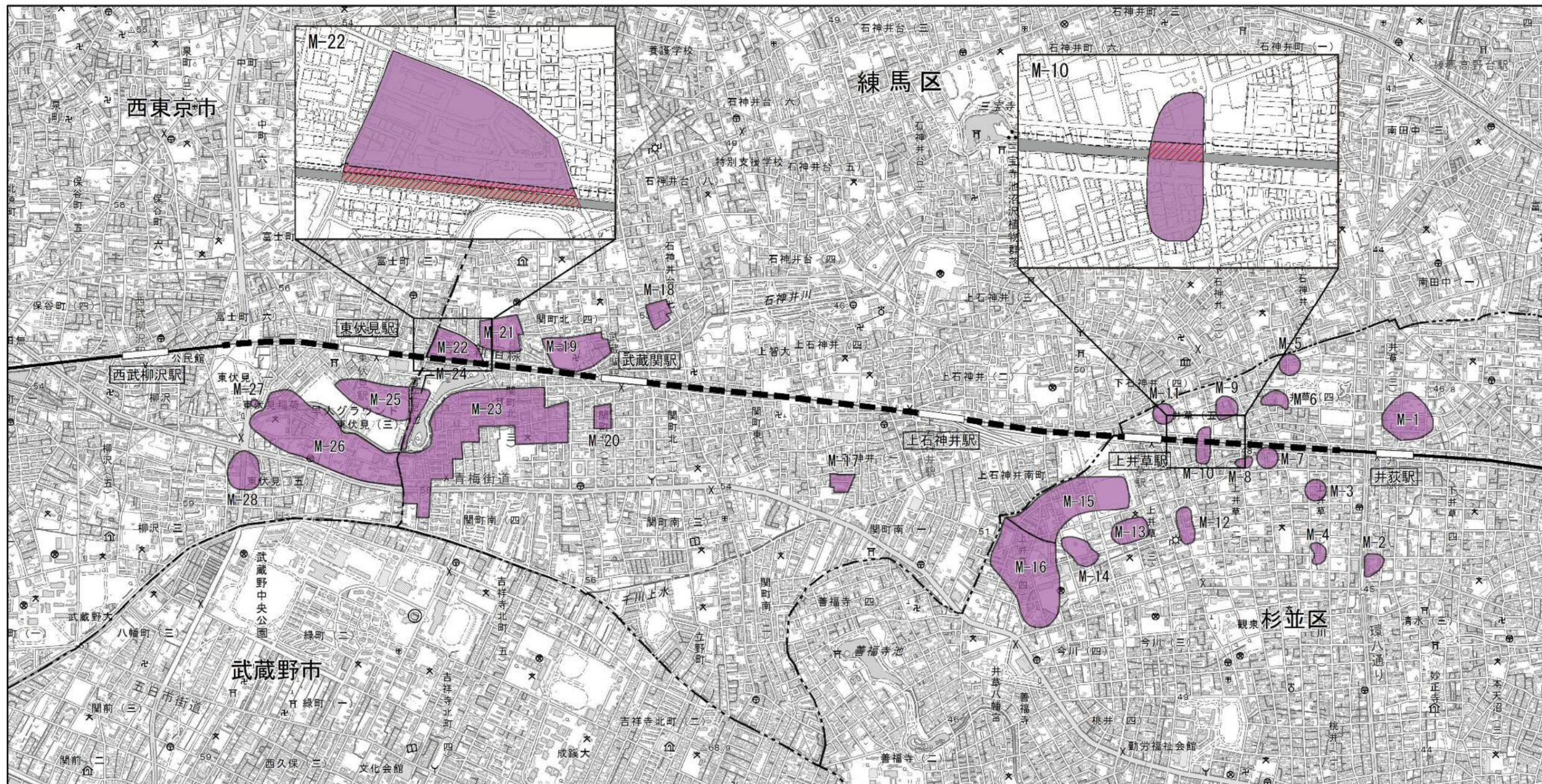


図 8.6.1-1 史跡・文化財等位置図

出典：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（令和元年10月 東京都教育委員会ウェブサイト）

#### (イ) 法令による基準等

埋蔵文化財に係る主な法令は、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年東京都条例第 25 号）、「杉並区文化財保護条例」（昭和 57 年杉並区条例第 8 号）、「練馬区文化財保護条例」（昭和 61 年練馬区条例第 26 号）及び「西東京市文化財保護条例」（平成 13 年西東京市条例第 79 号）があり、埋蔵文化財の保護、保存が図られている。

また、遺跡内において工事や建設作業を行う場合、同法に基づく関係機関等への手続が必要とされている。

#### イ 現地調査

事業区間に含まれる埋蔵文化財包蔵地について、杉並区教育委員会事務局、練馬区地域文化部、西東京市教育部にヒアリング調査を行った結果は、表 8.6.1-1 に示すとおりである。

表 8.6.1-1 埋蔵文化財包蔵地に関するヒアリング調査結果

関係機関	ヒアリング調査結果
杉並区	事業区間と交差する周知の埋蔵文化財包蔵地として、「杉並区 No. 141 遺跡」が考えられる。過去に埋蔵文化財調査を実施しており、縄文土器が出土した。
練馬区	事業区間と交差する周知の埋蔵文化財包蔵地について、「富士見池北遺跡」が考えられる。過去に埋蔵文化財調査を実施しており、土器等が複数出土した。
西東京市	事業区間と交差する可能性のある文化財は存在しない。

## 8.6.2 予 測

### (1) 予測事項

予測事項は、事業区間内の埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とした。

### (2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の施行中とした。

### (3) 予測地域

予測地域は、事業区間が周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれる範囲とした。

### (4) 予測手法

事業計画を基に、周知の埋蔵文化財包蔵地の改変の程度を予測した。

### (5) 予測結果

事業の実施に伴い、掘削工事を施行することとなる。

事業区間において影響が予測される周知の埋蔵文化財包蔵地は、杉並区 No.141 遺跡 (M-10) 及び富士見池北遺跡 (M-22) と予測される。

そのため、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じるほか、掘削工事区間において新たに埋蔵文化財が確認された場合には、同法第 96 条 (遺跡の発見に関する届出、停止命令等) 等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努める。

### 8.6.3 環境保全のための措置

#### (1) 予測に反映した措置

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地（杉並区 No. 141 遺跡（M-10）及び富士見池北遺跡（M-22））において、一部掘削工事を実施するため、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。
- ・掘削工事区間において新たに埋蔵文化財が確認された場合には、同法第 96 条（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努める。

### 8.6.4 評価

評価の指標は、同法第 93 条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）及び第 96 条に定められた規定、「東京都文化財保護条例」、「杉並区文化財保護条例」、「練馬区文化財保護条例」及び「西東京市文化財保護条例」に定められた保全に関する事項を遵守することとした。

周知の埋蔵文化財包蔵地については、事業の実施に伴い一部改変されるが、同法に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。

また、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、同法等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努める。

これらのことから、埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響は小さく、評価の指標である「文化財保護法等に定められた保全に関する事項を遵守すること」を満足する。

## 8.7 自然との触れ合い活動の場

### 8.7.1 現況調査

#### (1) 調査事項

事業区間周辺にある散歩道及び散策路と想定される主な工事用車両の走行ルートとの一部が重なることや、東伏見駅の北側に仮線を設けることにより散歩道及び散策路の一部が改変されることから、工事の施行による自然との触れ合い活動の場への影響を予測・評価するため、下記の事項について調査した。

- ① 主要な自然との触れ合い活動の場の状況
- ② 地形等の状況
- ③ 土地利用の状況
- ④ 自然との触れ合い活動の場に係る計画
- ⑤ 法令による基準等

#### (2) 調査地域

調査地域は、事業区間及びその周辺とした。

#### (3) 調査結果

##### ア 既存資料調査

#### (7) 主要な自然との触れ合い活動の場の状況

事業区間周辺には、公園・緑地等として、公園が 46 か所、緑地が 19 か所あり、散歩道及び散策路が 11 ルート存在するほか、樹木が多い公園や、散歩や休憩のために利用されている公園が存在する。

#### (イ) 地形等の状況

事業区間周辺の地形は、武蔵野段丘を主体とし、交差する石神井川によって形成された河谷底が武蔵関駅から東伏見駅までにかけて路線に沿うように分布している。また、井荻駅から上井草駅までにかけても同様に河谷底が形成されている。

#### (ウ) 土地利用の状況

事業区間周辺の土地利用の状況は、事業区間の各駅周辺では商業系の土地利用が多く、その他の地域では住宅系の土地利用が多い。

**(エ) 自然との触れ合い活動の場に係る計画**

自然との触れ合い活動の場に関する「杉並区まちづくり基本方針」（平成 25 年 10 月 杉並区）、「練馬区都市計画マスタープラン」（平成 27 年 12 月 練馬区）及び「西東京市都市計画マスタープラン」（平成 26 年 3 月 西東京市）の計画等がある。

**(オ) 法令による基準等**

都市緑地法は、都市において良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定されている。

イ 現地調査

事業区間と交差することが考えられた散歩道について、歩行者の利用状況等を把握するために現地踏査を実施した。

調査結果を、表 8.7.1-1(1)から表 8.7.1-1(3)及び図 8.7.1-1に示す。

表 8.7.1-1(1) 散歩道の状況（武蔵野の路（千川・石神井コース））

利用状況	<p>上井草駅から上石神井駅までの間の事業区間との交差部は、南北へ移動する自動車の交通量が多い箇所となっており、地域の生活道路として利用されている。</p> <p>また、事業区間との交差部は、住宅が立ち並んでおり、自然的な環境は見受けられない。</p>
面積・延長	約 8.9km
交通手段	西武新宿線上井草駅から徒歩（約 400m）
地点の状況	<div data-bbox="467 725 1310 1279" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="419 1283 1353 1317">No. 1-1 上井草駅から上石神井駅までの間の事業区間との交差部の状況①</p> <div data-bbox="467 1348 1310 1901" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="419 1906 1353 1939">No. 1-2 上井草駅から上石神井駅までの間の事業区間との交差部の状況②</p>

表 8.7.1-1(2) 散歩道の状況（ねりまの散歩道（武蔵関公園コース））

<p>利用状況</p>	<p>上石神井駅付近における事業区間とねりまの散歩道との交差部は、地域の生活道路として利用されている。また、付近に上石神井小学校、上石神井中学校があり、通学路としても利用されている。事業区間との交差部は、商業施設や住宅が立ち並んでおり、自然的な環境は見受けられない。</p> <p>武蔵関駅から東伏見駅までの間における事業区間とねりまの散歩道との交差部は、地域の生活道路として利用されている。また、早春期には、交差部の西側の石神井川沿いが桜並木となっていることから、花見の利用者が散見される。</p>
<p>面積・延長</p>	<p>約 7.8km</p>
<p>交通手段</p>	<p>西武新宿線上石神井駅から徒歩（約 200m） 西武新宿線武蔵関駅から徒歩（約 400m）</p>
<p>地点の状況</p>	<div data-bbox="469 624 1310 1178" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="560 1180 1214 1211">No. 2 上石神井駅付近の事業区間との交差部の状況</p> <div data-bbox="469 1247 1310 1800" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="464 1803 1310 1834">No. 3 武蔵関駅から東伏見駅までの間の事業区間との交差部の状況</p>

表 8.7.1-1(3) 散歩道の状況（みどりの散策マップ（屋敷林と畑のコース））

<p>利用状況</p>	<p>東伏見駅北口の事業区間と並行する区間は、駅利用者や地域の生活道路として利用されている。 また、東伏見駅北口付近は、駅広場の周りに商業施設が立ち並んでいる。 なお、散歩道の始点としての利用があると考えられる。</p>
<p>面積・延長</p>	<p>約 3.6km</p>
<p>交通手段</p>	<p>西武新宿線東伏見駅北口</p>
<p>地点の状況</p>	<div data-bbox="469 488 1310 1041" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="687 1043 1085 1075">No. 4-1 東伏見駅北口の状況①</p> <div data-bbox="469 1111 1310 1664" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="687 1666 1085 1697">No. 4-2 東伏見駅北口の状況②</p>